

公益財団法人 富本奨学会
役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人富本奨学会の定款第 17 条及び第 31 条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定める事を目的とし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(報酬の支給)

第2条 この法人は役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

報酬は年額とする。

理事長	年 25 万円	以内
理事	年 10 万円	以内
監事	年 10 万円	以内
評議員	年 10 万円	以内

なお、役員及び評議員に対する退職慰労金の支給はないものとする。

また、事業年度途中で退任があった場合は経過月数で支払うものとする。1 ヶ月未満の日数は 1 ヶ月に切り上げるものとする。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は原則毎年 3 月及び 12 月の 2 回とする。

(理事会等出席の謝金)

第 4 条 理事会等出席の都度、謝金（車代等）として一人一律 10,000 円を支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から改訂、施行する。